

滋賀県立大学付属図書館所蔵

## 西川吉輔直筆書状の翻刻と紹介（第八回）

（近江帰国後の西川吉輔 その三）

武知正晃

### I はじめに

今回は、明治九年代から一二代までの書状を紹介する。明治九年九月は西川の書状の受け取り手であった養子八十二郎が死去する年である。したがって、西川八十二郎宛の書状は明治九年九月以前のものとなる。今回は明治九年以後の書状で年代比定がすすんでいるものを先ず紹介する（一部推定も含む）。次回以降は、年代比定が未定のを日付順で掲載することにする。もちろん年代比定が未定の書状の中には他の年代のものが含まれている可能性もあるが、今回以後は掲載を優先し、年代比定については再検討を待つことにしたい。

今回の書状は明治九年から一二年の間に書かれた書状である。時期的には、前年明治八年にそれまで国民布教の中心であった大教院体制が解体し、神道・仏教合同の布教体制が解体し、東京に神道事務局が設置され、地方に分局が設置されていく。明治九年以降は、滋賀県に設置された分局が始動していく時期にあたる。今回紹介した書状からは、その時期の滋賀県における布教の状況を散見することができる。

また、今回紹介する書状には、吉輔の健康問題、それに伴う妻しな子の献身的な看病の話、孫の出生といった吉輔の家族の話が登場する。

これらの書状から、明治初年地域に生きた一知識人の姿を垣間見ることができよう。

### II 史料解題

書状①明治九年一月一日付書状（通番七四〇 吉輔直筆九〇）

書状①は吉武と佐知宛に出されたもので、八十二郎吉武の就職問題について触れられているので明治九年一月と年代比定した。この就職問題については史料紹介第七回でも触れたが、この書状はその情況を知るものとして興味深い。書状前半に「従四位殿」という言葉が出る。これが誰を指すのか不明なのであるが、この「従四位殿」より書状がもたらされ、それについて谷鉄臣と相談すべく京へ赴き、無事に相談が終わった後、谷と八十二郎の就職問題について相談したとしている。この時、谷も吉輔の依頼に「至極同意」し、「外ニ吉輔ニ可報儀無之、責而ハ吉武一身上ノ事たり共、乍聊周旋致度」と、長年の吉輔への恩義に報いることができないうため、その代わりに吉武の一事上のことながらも尽力したいとの返事をもたらしたとしている。吉武の就職先の候補としては、「大蔵ナ

リト勸農開拓使ナリ共、又ハ正院ニ一種ノ課アリ、政表課ト云学問ハナクテモ唯記憶ノ能キモノヲ以テ」と、いくつかの候補が挙げられている。書状の終わりにも「谷も吉輔ノ子供ナレハコソ手厚ク世話可致也」とあり、吉武の就職活動に谷の強いサポートがあったことが窺える。ここからも谷鉄臣と西川吉輔との強い絆の存在がうかがわれる。

書状の後書では、近江八幡にある吉輔の「一、俳諧年並草 一部 一、三才図絵 一部 一、淡海見聞録 一部」などの蔵書について、伝兵衛のもとに貸し出しているものも含めて送るようにと依頼している。

#### 書状②明治九年二月二四日付書状（通番七七〇 吉輔直筆一二〇）

書状の初めに「御渡海後追々通信順序無紛正ニ落手候」とあり、八十二郎の北海道行きの話、さらに書状終わりに幸の出産の話が記されているので、明治九年の二月二四日と年代比定した。この時生まれたのは吉武の三女光子で、二月一九日に出生した。

時候の挨拶のあとは、「一月ハ六日ヨリ派出、同廿七日帰社、該国一偏通り巡回相済諸方ニ於て説諭シ候」と派出の話が記されている。西川の日記「第四号三橋日誌」にはこの年の一月七日に押立神社で演説を行い、一〇日には長浜で演説をしたとある。この時の巡回および演説については「何方ニ於テモ大ニ感激憤発」と非常に評判が良かったと書き記している。神道事務分局も「一里坊」を買い入れと、設備的な面でも拡充の方向に進んでいたようである。さらに書状によると、「該局ノ章程及神社並神人ノ進退ヲ主宰スヘキ章程等も可差出臬命モアリ、近国へも尋合せ、夫是取捨斟酌中昼夜多」といった人事に関わる法的整備も進めていたことがうかがえる。この法的な整備は単なる一神社の問題ではなく「全国ノ神社神官ノ黙認進退等」と全国の神社の神職をも対象とするものであ

ると語っているが、具体的にはどのような形ものを提出したかは不明である。書状には臬令籠手田の命であると記されているが、この法的整備も籠手田との関係の中で生まれてきたものかもしれない。

書状の中ほどでは「公試験」の話が登場する。明治八年六月に制定された「神道事務分局章程」の第五条では「公試験ノ事」と規定が定められている。それによると、「試場ハ其地方官へ照会シ分局或ハ便宜ノ地ニ施行スヘシ」と、定められている。書状に登場する「公試験」とは、第五条の定める試験のことであろう（戸浪）。

西川の日記「日吉日進日札 第五号」によると、この年の四月一七日に公試験に関わったことが記されており、この「公試験」が「依之御疎遠御推察可被下候」と、西川の多忙の原因の一つであったようだ。西川によれば「皇道」のことはすでに政府においても無関心となり、「神官も一宗教ニ迄衰弱」というありさまであると明治政府の宗教行政を批判し、「政府・本省ノ保護ハ素ヨリ不仰、迂遠頑黙之皇学老輩ナレ共死ヲ以彼頑民トナリ確守致し可申候決心」と述べる。この西川の「決心」について、どのように評価するべきであろうか。「迂遠頑黙之皇学老輩」という言葉に、西川が当時の「文明開化」の流れを有る程度認識しつつも、「仮令三十余萬ノ人民吉介一人ニナル迄ハ維持確守可致決心ニ罷有候」、「烏合ノ輩ノ協力何程ノコトカアルヘキ、実ニ開化人ノ笑柄ト相成可申候耳ニテ覚悟スル處也」と、これまで続けてきた布教活動を推し進める固い決意と受け取ることができよう。

#### 書状③明治九年四月二八日付書状（通番八〇四 吉輔直筆一五四）

#### 書状④明治九年五月二七日付書状（通番七二九 吉輔直筆七九）

書状③は、西川の孫光子の出産の話し、明治九年四月の田中知邦の転

任の話があるため、明治九年四月と年代比定した。書状④については、書状③にでる「大津木久」に関する問題が登場する点、書状冒頭に伊庭の名前があり、大坂の居住地が帰されている。この伊庭は伊庭貞剛のことで、伊庭は明治九年八月から大坂裁判所へ勤務することとなる。おそらくこの情報は伊庭の大坂転勤を見据えてのものである。このような点から明治九年の書状と年代比定した。

書状③では西川の健康問題について語られている。それによると、「過日来風邪ヲ感ジ候處へ持病ノ痲痛相加里」、さらに「客月衄血沢山ニ出候故」、京都に出向き医師の診断を受けたとする。様態は「決而不足恐怖」と必ずしも深刻な状態ではなかったようであるが、「余程心気疲勞ヲ顯シ候ニ付、向後必撰生ヲ嚴ニシ一身擁護可然」と、健康に気をつけるようにとの指示を受けたとする。さらに「肺部ニ関シ候處も有之、断然説教ノ大声ヲ廢シ服業可致趣恐々被申聞」と、西川にとり極めて重要な「説教」について、大声での説教をやめ、「撰生第一ニ罷在候」という状況であると記す。「説教」という行為を極めて重視していた西川にとり、大声での説教を控えるようにとの医者への指示は、衝撃であったであろう。

さらに、書状によれば「虚名ヲ以諸方ヨリ請待ヲ得派出ニ困却」と、説教についてもトラブルが重なり、説教の内容についても「迂遠旧弊ノ説教却テ道義ヲ損シ、漸時休息モ致し度内心之處」と、説教の内容についても問題を抱えていたことが伺える。

しかし、このような状況において西川にとり救いとなったのが、妻よし子であった。「過日少々不快大ニ案シ老婆周旋ウルシ灸ヲ相勸メ度往返候處、追々快方大略常ニ復シ申候」と、妻よし子の配慮により体調を回復することができたとする。

自分の健康問題の次は、娘である幸の問題へと話が移る。孫光子を出産した幸であるが、産後の乳の出が悪く、苦勞していたらしい。それに

ついては近所の乳のよく出る婦人を紹介し、「乳料二円」を出すと述べている。

前半までは家族向けの記事が中心であるが、後半から日吉神社の話が登場する。少官司を務めた田中知邦については、司法省へ転任することが決まったことが記されている。田中は明治九年四月二一日付で司法省に転任する(井上①)。これについて西川は「老僕ニ於テハ決而遺憾無之、知邦ハ壯年勇健之人、度外迂遠野ニ捨ラレタル小神官、加之布教漸次衰廢ノ時節碌々アルヘキナラン」と、田中が地方の神職のまま終わることを心配し、「向後樞要タル官省へ出テ隠然尽力シカルヘキ事也」と中央に出仕し、活躍することを期待している。

書状③後半では「大津木久」の話が中心である。この「大津木久」は郷宿を家業としていた家のように、「昔ハ下女下男廿人余も召遣ヒ家屋も壯大ヲ極メタル」家であったようだが、その経営が傾いていたようである。幕末から明治維新にかけての激動の中で没落する家も続出していたのである。書状によればこの「大津木久」と西川家との間には以前から貸借関係があったようである。これに対して西川は「余財アラハ救助ニも可及本意ニ候条、何卒不人情無之様示談致し度御見込承り度候」と述べる。

この事件についてはつづく書状④でも触れられている。「大津木久」の代人が坂本の西川のもとを訪問し、「難渋之趣」を述べたと記されている。この件について西川の立場は「維新前後ヨリ除籍ハ勿論百事相続人八十二郎へ委任」と、すでに家についてはその全権を八十二郎に委任しており、現在八十二郎が「箱館へ罷越居」と不在であり、「家督相続人タル本人へ篤と及示談不申てハ」、西川の一存では判断できないという主張である。八十二郎の函館行きにより新たな問題が生まれつつあることが読み取れる。同時に養子八十二郎が西川の生活を影から支えていたとい

う点を読み取ることができよう。

この他には、近江での布教に関わる内容が記されている。まず「太麻領布」については、分局において配布に関わる業務を負担し、そのかわりに「教費として右太麻初穂金之内九百六十六円宛年々可受取条約於県庁参事立会取極相済申候」と、「太麻」の「初穂金」のうち一部を分局が「教費」として受け取ることが滋賀県庁において「県庁参事」の立会いのもとで決定したと記している。西川はこの決定を「県令」の判断であるとして、「是ニテ少々基本モ出来担当ノ一筋ニ相成申候」と、布教に関わる財政的基盤が整いつつあることを評価している。さらに、「郷村社不日選定」と郷社・村社の選定が進み、一社ごとに金一円を税金として徴収することになり、これらの税金を「少々教費ノ基本」とし、これにより「漸次布教盛大」となる見込みであると述べている。

さらに教導職の養成の根幹となる「公試験」についても順調にその機会が増加し、五月二十九日には大津試験所において試験が行われ、海津の海津八幡宮の神職藤田善茂の長男善之が一四歳四ヶ月の若さで試験に臨み、一七条の兼題について弁じ、さらに臨時の説教も行ない、県の役人がそれを聞いて涙して評価し、「少講義」に推薦したとする。さらに「忠田女」も高い評価を受けたとされる。この「忠田女」は西川の郷里近江八幡日触八幡宮神職忠田伊織の娘で「神子」であった人物である。平田家の門人帳では文久元年に入門している（『平田家門人帳』他）。

明治初年の教導職養成に関して、宮城分局には女性の教導職を養成する「女教院」があったとされる（戸浪）。滋賀県下においても少数ではあるが、女性の教導職希望者が存在していたのであろう。西川はこの二人を「方今男女二人カ後來皇國維持ノ人歟」と高く評価する一方で、「其余ハ古糟ヲネフル輩斗リ也」と厳しく批判する。

明治初年、「神道国教化」を目指す過程で神道の布教活動が重視され

る。西川が長崎における布教で様々な努力をしてきたことについては本史料紹介でも触れてきたが、地域の神職たちにとってもこのような布教活動、公試験に加わることは自らの地位を確保するために必要なことであったのであろう。しかし、西川が「其余ハ古糟ヲネフル輩斗リ也」と批判するように、教導職のポストをめぐる様々な人々が参入を試みようとしていたようである。そのことは、「教導職」というポストがそれなりに当時の人々にとり魅力のあるポストであったことの査証となる。

つづいて書状では近江での布教の様子が語られる。彦根においては、「医学会社ヲ開キ米人テイラ氏」招聘して、「外面ハ医書ヲ講シ病客ノ診察ヲ」を行うが、その実態は、「洋教ヲ弘布スル志念」があり、「夜ハ洋教ヲ説演ス、樋口三郎・中島宗太ナル者医事タルカ、テイラ氏通弁ノ者夜講ヲ致シ候」と、キリスト教の布教の実態を報告している。ここで名前の出た中島宗太は中島宗達のことであろう。中島は彦根藩藩医の家に生まれ、明治元年藩命による医学研修のため横浜へ派遣される。そこで、宣教師ヘボンの影響を受ける。東京の井伊家の家医を勤めた後、彦根に戻る。樋口三郎は彦根の町医者で、大坂に医学修行に行った経験があり、キリスト教布教を志していた（『新修彦根市史』近代通史編）。

このような動向に対して彦根の地元住民は、「会社町内ノ老若ヲ始メ該地ノ諸人憤怒シテ、再ひ洋教ヲ講セハ、会社ヲ始メ関係セル人員ノ家宅ヲモ破毀スヘキ合議」を決定し、「追々篤志ノ区戸長人心固結収欄シ、布教周旋掛リノ辞令番ヲ渴望セル人員凡百廿五名余、尚追而増加スル勢」と、当地の情勢を伝える。彦根においてこのような活動の中心となったのが外村、遠藤の両名であるとする。この両名は「不日分局ノ支局ヲ開キ可申積リナリ」とキリスト教の布教に対抗するために神道事務分局の支局を彦根に開設することを考えていたようである。

書状中に名前が出る「外村」は外村省吾のことであろう。外村は元彦

根藩士、藩士時代は誠忠組に所属し、明治八年には犬上郡学区取締、明治九年八月には彦根中学の校長に就任し、明治一〇年一月五日に死去する（『新修彦根市史』近代通史編他）。

西川は彦根におけるこのような動きを単なる一地域の動きとは捉えずに滋賀県全体の傾向であると主張する。その根拠となるのが書籍の売れ行きである。西川によれば「東京・西京・大坂共漢籍ノ価復古シ殊ニ八大家杯ハ美本追々上木」と、古典的な漢籍の売れ行きが伸びていること、これに対して「洋書類大不流行、文明論之概略ハ五十七銭迄下落売レ不申、地理書ヲ除ノ外都テ相手ナシ」と、洋書の不人気を述べる。その際の指標となるのが福沢諭吉の『文明論之概略』であることは興味深い。一方国学関係の書籍については「皇国書低価ノ俣上ラス僅ニ書ニヨリテ価ヲ増ス歟」と述べられている。西川のこのような現状分析が適切な分析であったのかについては、再検討の余地があると思うが、書籍の売り上げが思想の流布や影響の基準とされている点については、この時期の思想や文化が出版というメディアと密接に関係していたことの証として注目されよう。

また「ゴツト」「泰西自然教略積ナルアリ、自然教大ニ盛大ナル由、我カ維神ノ教ニ近シ」など西川が海外の宗教事情などを収集していたことも伺え興味深い。西川が田中知邦に送った明治九年三月一六日付書状には、「自然教ノコト、本月七日文部ノ布告上來中ニ泰西自然教ト申書三冊ト相見ヘ申候、いまた西京辺ヘハ参リ不申候、何卒御用透ニ御吟味御買入至急御回シ被下度奉存候」と述べており、「泰西自然教」に強い関心を抱いていたことが伺える。（山本①）。

書状⑤ 推定明治九年六月一九日付書状（通番七三一番 吉輔直筆八一一番）

書状⑥ 明治九年八月一二日付書状（通番八五七 吉輔直筆二〇七）

書状⑦ 明治九年十二月二十七日付書状（通番九三九 吉輔直筆二三九）

書状⑤は年代比定の根拠が乏しいが、「大小宮司案内職掌不入精」と、日吉神社での確執と思われる内容が記されている点、奥書に雨乞いについて記されており、書状⑥にも雨乞いにもなう農村の困窮について述べられている点から、書状⑥と同じく明治九年のものと推定した。

冒頭では、日吉神社の同僚宮司への批判の後、「何一つ相立無之依テ赴任以後類ニ改正協議罷在候也」と、当時の状況を述べ、「実ニ御困窮之御社ニ而百事尽力之方向」と、自分の今後について決心を述べる。

説教については、「説教之体裁断然沿革近傍大ニ弊風ニ相化シ不遠一変ノ期ニ到リ可申」と、説教の体裁が「大ニ弊風ニ相化シ」との認識を述べ、改善の必要性を主張している。この点については書状③の主張と同一のものである。当時、説教の内容の面からも布教の行き詰まりを感じていたのであろう。

つづいて、「送籍」の話がテーマとなる。西川は最晩年を彦根で過ごすことになるが、ここでの「送籍」とはそれにかかわる話であろうか。

書状中ほどからは、吉輔に仕えていた弥吉の話が中心となる。この弥吉が年をとり、満足な働きができないことから、代わりになる人物が見つければ「暇遣度存居候」という依頼である。この弥吉は「月俸二百疋」という高給だったようで、最近ではとても「左様ナル奉給ハ無之」と雇用条件の悪化について述べている。

書状⑥には「合県之儀」という言葉がでる。明治九年の八月二三日に敦賀県が廃止され、滋賀県に編入されることになるが、この「合県」とはそのことを指すものと思われる。この書状には宛名が記されていないため、草案と思われる。一方書状⑦は谷鉄臣宛の書状で、「会計向失誤」という言葉がヒントとなる。明治九年一二月二三日付西川吉輔から田中

知邦宛書状（井上①）に、日吉神社の三津川好約が神社会計について違法を働き、それが問題となった点が紹介されている。おそらくこの書状の「会計向失誤」とはその事件を指すものと思われるため、明治九年一二月二七日と年代比定した。

先ず、書状⑥では「洋防教之一件」という言葉が目を引く。書状④の中で彦根におけるキリスト教の布教と地域での反発についてふれたが、ここで述べられているのも彦根での動向を差すものである。この問題については「洋防教集事件協議」と呼ばれる会合が持たれたようで、そこでは延暦寺など仏教勢力も参加していたようである。書状によれば「就中布教方資本金地ヲ払テ無之」とあるように布教のための資金が不足していることが最大の問題であったようだ。西川は「種々相考奉職ニ不拘終身尽力可致覚悟」と決心を述べながらも、「令公御在職ヲ力ト致シ微力ナカラ奮発罷在候」と籠手田安定の対して強い期待を抱いていることが伺える。

その一方で西川は他力にたよっていたのではない。キリスト教に対抗していくためには布教が重要なポイントになるのであるが、その鍵を握るのが書状にもでる「結社式」という言葉である。ここでいう「結社」とは講組織を差すものと思われる。明治八年に神仏合同の布教体制である大教院体制が解体されると、各宗派独自の布教体制が模索される。その際布教の拠点として注目されたのが近世以来の伝統を引く講組織である。出雲大社では、明治六年に出雲敬神講が作られ、明治九年には、出雲大社教会に改称する。伊勢神宮では、神宮教院が設けられ、各地に神風講社を組織し、組織化を進めていく（日本近代思想大系『宗教と国家』）。日吉神社に関わる講社については、明治八年九月七日に「日吉教会講社規約」が作成される（甲賀市『矢川神社文書調査報告書』）。この規約第一条では滋賀郡に最初の講社を結成し、順次各地の事情に応じて講社を開

設するが、基本的には一つの講社であると記されている。規約第二条では、「講社規約土地人情ニヨリテ自ラ甲乙異同アリトイヘトモ、他国二向ヒ他教ニ対スルトキハ、各広ク神道日本一教会タルノ覚悟ヲ存シ」とあり、各地の講社は、その地域と密着した形で活動を行うが、「他教」に対する時は、日本に一つの「教会」としての活動すべきと定めている。西川が田中知邦に送った明治九年三月一六日付書状には、

結社ノコト、坂本も既に成功ノ周旋ニ而凡四百名も入社彦根モ去ル五日六日結社小島・岳・平野派出余程盛ニ相成申候、水口組も柚庄大奮発来ル廿八日結社ニ付派出申来り候、追々拡充致し総国各講究所ニても悉ク相成可申候、洋邪既ニ盛ナレハ随而又本教モ盛ニ相成候趣大慶此事ニ候条

以上のように、滋賀県各地の講社の状況について語っている（前掲山本①）。おそらく、ここで西川が述べる「水口組」というのが、「矢川神社文書」に残る「日吉教会講社規約」に基づく講社組織と同一のものを指すのではないだろうか。ここで西川は「洋邪既ニ盛ナレハ随而又本教モ盛ニ相成候」とキリスト教の浸透とそれに対抗する講社を必要不可欠なものと考えていたようである。この発言からもこの時期、西川が講社の拡大をキリスト教浸透に対抗する防波堤として重視していたことが伺える。

続いて書状⑦に移ろう。書状⑦では、先ず西川の辞職一件、西川が日吉神社に赴任してからの状況を語る。「赴任以来乍不及社頭静謐ヲ祈リ」  
「追々旧習除去シ」と日吉神社の改革のために尽力してきたが、そのかいあってか、「社入モ以前ニ倍シ」という状況になり、「殊ニ県令大ニ感シ被呉」と県令籠手田安定の高い評価を得ることになったとする。

その一方で布教活動については、最初の志と異なる結果に直面したこ

ともあるが、「近頃ハ説教派出ハ勿論都テ教育ノ拙意ヲ汲量致シ呉来訪ノ人陸続不断」と吉輔の布教はもろろん「教育」についても理解する人物が現れ始めていると記している。

さらにこの時期、滋賀県では県社・郷社の確定が行なわれるが、「老僕ノ検認書ガ無之而ハ拜命不相叶規則」のため、「実ニ門前市ヲ為ス」有様であると述べる。県社・郷社の確定の権限が吉輔に集中したため、吉輔が思いもしない事態が起る。それは、「同僚ノ内一二名大ニ之ヲ妬羨シ兼而陰々誣告ノ企モ有之歟ノ由、忠告致シクレ候人モ有之」と、日吉神社の内部の人間が吉輔の人氣に嫉妬し、よからぬ企てをしているという情報である。日吉神社内部では、これまでも旧来からの神職との対立が吉輔を苦しめてきた。このような状況について吉輔は「精々注意無油断罷在候」と、用心を重ねる所存と述べる。

書状中ほどに「会計向失誤」とはこの時期に起きた日吉神社の会計にまつわる不正事件である。この事件の処理をめぐっても「不平ヲ抱キ種々誣告ヲ省長官手元へ差出候」と、中央の省庁にまで讒言する人物がいたようであるが、同時期東京に出張していた県令籠手田に内問したところ、かえって県令は「大ニ憤シ」たとされる。

このように吉輔の周りは「面従忤背ノ好人不絶候」という状態であり、このままでは布教も「衰弱」に及ぶと現状を危惧し、西川自身も今のポストを辞職して、「一村社ノ祠堂トナリ静ニ布教ノ尽力ヲ可致見込」と心境を述べる。このような状況の中で、西川を批判する人々の発言が誤りであることを「権令弁解シテ」と述べているように、県令籠手田の西川への信頼は厚かったようで、事務分局长と神風・多賀の講社の長を兼任し、最後まで布教に従事する決心を語っている。

書状⑧明治一〇年一月五日付書状（通番七四一 吉輔直筆九一）

書状⑨明治一〇年六月日書状（通番七三〇 吉輔直筆八〇）  
書状⑩推定明治一〇年書状（通番一〇一〇 吉輔直筆三六〇）  
書状⑪明治一二年七月二十五日付書状（通番七三二 吉輔直筆八二）

次の紹介する書状⑧から⑪はいずれも私的な書状ではなく、宗教行政に関わるものであり、これまで紹介してきた書状とは性格が異なる。これらの史料は本来西川家に残るべきはずのものであるが、公的な業務に関わる史料が一部残ったものである。逆に言えば、本来な「公的」な業務である神道行政が西川の私的な部分と分離していなかった証拠ともいえよう。

書状⑧は、西川から神道事務本局に宛てて出されたもので、近江八幡の郷社八幡神社、および神崎郡の郷社宇加神社での小教院建設に関して、氏子からの依頼があり、当地に派出することになったことを報告したものである。

書状⑨は、明治一〇年のもので、宛先は、伊香郡第五区八戸村八幡神社祠堂桐畑藤位置。内容は、滋賀県伊香郡にある郷社伊香具神社に神道事務支局兼小教院を建設することになるが、そこに祭典用に楽器を奉納し、かつ楽人を募集する件について褒賞する内容である。

書状⑩は、年号がないが、書状中に郷社伊香具神社への事務支局兼小教院建設の話があるので、書状⑨と同じく明治一〇年のものと年代推定した。書状の宛先は、「伊香郡第七区区长 布施村 平川孫平殿」となっている。内容は書状⑨と関連するが、郷社伊香具神社での事務支局兼小教院建設について、「民費」などの経済的な援助が少ない中、「該地ニ於テ神速成巧候時ハ管内之矯矢勸装ニモ相成候二付」と、迅速な小教院建設が管轄内の他の神社へも影響を与えらるるとして、「至急落成候様祈願之限ニ候条此段以書中深く及御依頼候」と、すみやかな落成を依頼する内容と

なっている。

書状⑪は、時代が飛んで明治一二年七月二五日付のものである。内容は、佐々木定雄を郷社佐々貴神社祠掌に任命する旨を伝えるものである。佐々木定雄については、現時点では詳細は不明であるが、史料紹介第六回で紹介した明治七年一〇月一五日付書状に登場する佐々木定俊と関係のある人物であろう。

書状⑦の解説において、「老僕ノ検認書が無之而ハ拜命不相叶規則」のため、「実二門前市ヲ為ス」有様であったと紹介したが、県社・郷社の確定、祠掌の任命に関わる人事に西川は深くコミットしていた。そのため滋賀県中の神職や関係者が西川のもとを訪れることになったのである。結果として、西川家の文書群にこれら公的な史料が残ったのであろう。

書状⑫明治一二年九月二十八日（文書番号七三三 吉輔直筆八三三）

書状⑫は、生国魂神社への転任の話があるので、明治一二年と年代比定した。この生国魂神社への転任および辞任の経過について、小林正彰『西川吉輔』をもとに見ていこう。生国魂神社は大阪府天王寺にある神社である。生国魂神社への転任については、九月一日に転任の辞令がだされるが、この転任は吉輔にとつても、まわりの人々にとつても突然の話であったようで、吉輔の活動を支えて来た人々はこぞつてこの転任話に反対し、吉輔が引き続き日吉神社にとどまるように活動を開始する（『西川吉輔』）。この時、吉輔の転任に反対する嘆願書が県令籠手田宛に提出されるが、其の活動にかかわったのがこの書状の受け取り手と推測される村上弁之允である。この村上については、西川家文書の中には吉輔宛の村上の書状が残されており、関係の深い人物と思われる。この時の嘆願書では吉輔について、「当管内布教宣揚振起の端緒を相開き候は西川吉輔明

治七年四月中日吉神社大宮司へ赴任爾来の尽力」と、吉輔が滋賀県下における布教体制の始まりとなったと高く評価し、「布教の効験の有る義は全く同人尽力と根柢たる分局教会の創建に之有候処、転任に至ては自然有志落胆、後進の目途を失ひ」と、吉輔の転任が今後の布教体制に甚大な影響を与えるものと主張する。さらにこの嘆願書の中で注目しておきたい点は、「祠官撰定の際も本県の成規ありと雖」、日吉神社宮司西川吉輔の承認を要したという一文である。吉輔がこの時期の公試験による教導職の選定の任についていたことは、今回紹介した書状②④⑦などでも触れられているとおりでである。しかし、西川の書状によればそれがしばしば他者からの嫉妬を招いたとされている。この嘆願書の中で述べられているように、滋賀県下の布教に対する西川の尽力は多大なものがあつたのであろう。しかしながら、西川一人が抜ければ、その体制が立ち至らなくなる体制であつたことも事実であつた。おそらく、この点がこの時期の滋賀県下における神道布教の最大の問題点であつたのであろう。

この生国魂神社への転任については、最終的に九月二七日に吉輔自らが本官辞職の意思を固めることになる。したがって、本書状は生国魂神社への赴任を固辞したすぐ後に執筆されたものということになる。

書状の中では、「小島・小林ノ兩位無比ノ大尽力至誠ノ赤心相顕シ」と二人を高く評価する。ここで名前の挙がっている小島は、小島可盛のことであろう。小島は維新後に日吉神社に入り、明治七年五月には「主典説教並考究課」、同年六月には教導事務というポストにつき、西川の下で布教活動に尽力する（武知⑩）。明治一二年には大和国大神神社禰宜の地位に就任する。小島が日吉神社を離れた理由は定かではないが、布教活動に従事する技量をもとに新たな場所を捜し求めた結果ではないだろうか。

一方小林は、西川の伝記本の作者小林正彰の父である小林正策である。

西川は「大道廢テ仁義起リ国家混乱シテ忠臣顕出トハ実ニ兩名ノ事ニ御座候」と述べており、この兩名が西川にとり重要な存在であったことが伺える。

しかし、この吉輔の転任拒否は容易に受け入れられなかったようで、九月二七日付の辞表も返却され、吉輔の希望は却下される。つづいて吉輔は、幕末以来親交のある福羽美静に援助を請うべく嘆願書を送ったようである。吉輔の日記明治一二年一〇月一九日条には「今曉福羽美静へ一信復任ノコトヲ嘆願」と記されている（『百石日表』）。

吉輔の辞表が受け入れられない間、生国魂神社からは俸給が送られていたようで、神社に実際に赴任はしていないが、正式には生国魂神社宮司となっていた。その後も、吉輔は辞職に向けて活動を継続し、最終的には翌年明治一三年一月七日に内務卿伊藤博文宛に病氣治療を名目に辞表を提出し、それが認められることになる（『西川吉輔』）。

この書状によれば、生国魂神社への転任を断った後は、大津に居留し、引き続き布教活動へ従事するつもりであったようである。「尚来一日ヨリ兼而預置候佐々木社へ御出頭被下度佐野主へも申合置申候」と、書状①にも登場する佐々木社へ村上が来ることを要請している。

書状の後半では、飲酒について持論を述べる。それによると、「他席ニテハ相応ニ相用ひ」と、付き合ひでの飲酒は行なうが、家で酒は飲まないと述べる。「男子ハ廿五歳迄ハ飲酒堅ク相慎候儀可然ニ付」と、厳しく自分を律して行く姿勢をうかがい知ることができよう。

#### （主要参考文献）

西川太治郎編『西川吉輔』（近江新報社、一九〇四年）  
小林正彰『西川吉輔』（一九七一年）

江頭恒治「近江商人の変種・西川吉輔」（『彦根論叢』一一三・一一四号、一九六五年）

「西川吉輔家文書」（滋賀大学経済学部附属史料館保管）

「西川吉輔文書目録」（『滋賀大学経済学部附属史料館所蔵資料目録』第二〇集、『滋賀大学経済学部附属資料館研究紀要』第二二号、一九七九年）

井上優「史料翻刻 西川吉輔書簡（一）」（『栗東歴史民俗博物館紀要』第六号、二〇〇〇年）

国立歴史民俗博物館『明治維新と平田国学』（財団法人歴史民俗博物館振興会、二〇〇四年）、宮地正人編『国立歴史民俗博物館研究報告一二二集 平田国学の再検討（一）』（大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館、二〇〇五年）、同『国立歴史民俗博物館研究報告一二八集 平田国学の再検討（二）』（大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館、二〇〇六年）

阪本是丸①「日本型政教関係の形勢過程」（井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』（第一書房、一九八七年）、阪本②『角田忠行翁小伝』（熱田神宮宮庁、一九八九年）、③『明治維新と国学者』（大明堂、一九九三年）、阪本④『国家神道形成過程の研究』（岩波書店、一九九四年）

佐藤眞人①「日吉社の神仏分離序論―慶應四年四月一日の廃仏毀釈を中心に―」（『国学院大学日本文化研究所紀要』第五九輯、一九八七年）、佐藤②「日吉社における神仏分離遂行の経緯―慶應四年（明治元年）迄を中止に―」（『国学院大学日本文化研究所紀要』第六一輯、一九八八年）、佐藤③「生源寺家文書の紹介―その伝来と内容―」（『国学院大学図書館紀要』第二号、一九九〇年）

瀬岡 誠「伊庭貞剛の企業者史的研究―準拠集団と西川吉輔の分析―」（『大阪学院大学 国際学論集』第一三巻第一号、二〇〇二年）

武知正晃①「西川吉輔の海外情報収集とその認識」（衣笠安喜編『近世思想史研究の現在』思文閣出版、一九九五年）、武知②「幕末風聞の世界と歴史の表象」（『江戸の思想』第八号、ペリカン社、一九九七年）、武知③「供御人をめぐる歴史記述―近江国蒲生郡奥島庄郁子供御人をめぐって―」（『立命館文学』第五六〇号、一九九九年）、武知④「天皇巡幸と『陵墓』の確定―弘文天皇陵の確定を素材として―」（鈴木良・高木博志編『文化

財と近代日本』山川出版二〇〇二年）、武知⑤「明治初年の長崎における大教宣布運動について」西川吉輔日記の分析から」（『日本思想史研究会会報』第二〇号、二〇〇三年）、武知⑥「『場』としての大教宣布運動」（シリーズ近世の宗教と社会第三巻、澤 博勝・高埜利彦編『八知Vの世界と宗教』吉川弘文館、二〇〇八年）、武知⑦「明治初年の国学者 自他認識と国民教化」近江八幡の国学者西川吉輔を題材に」（台湾日本語学芸研究会編『日本語学芸研究』第一〇号、二〇〇九年）、武知⑧「近江の平田国学関係文書をめぐる一考察」（明治維新史学会編『明治維新と資料学』吉川弘文館、二〇一〇年）、武知⑨「幕末維新期の近江の平田国学の動向について」吉田家・白川家との重層という視点から」（『日本語学芸研究』第一一号、二〇一〇年）、武知⑩「明治初年、近江における神道布教活動をめぐる一考察」滋賀県中教院開院前後の状況を中心に」（『日本語学芸研究』第二二号、二〇一一年）、武知⑪～⑰「史料紹介 滋賀県立大学付属図書館所蔵 西川吉輔直筆書状の翻刻と紹介 第一回」第七回」（『立命館文学』第五九四号、第五九五、第六〇一号、第六〇六号、第六一二号、第六二二号、第六二六、二〇〇六年～二〇一二年）戸浪裕之「明治初期の教化と神道」（弘文堂、二〇一三年）宮地正人①「幕末平田国学と政治情報」（『日本の近世』一八巻、中央公論社、一九九四年）、宮地②「風説留から見た幕末社会の特質―公論的世界の端緒的形成」（『思想』八三一、一九九三年）、宮地③「幕末維新期の文化と情報」（名著刊行会、一九九四年）、宮地④「幕末維新期の社会的政治史研究」（岩波書店、一九九九年）安丸良夫「近代転換期における宗教と国家」（日本近代思想大系『宗教と国家』岩波書店、一九八八年）山本順也「史料翻刻 西川吉輔書簡（二）」（『粟東歴史民俗博物館紀要』第八号、二〇〇二年）

\*なお、「西川家文書」の閲覧については滋賀県立大学附属図書館、「西川吉輔家文書」の閲覧には滋賀大学経済学部附属史料館のお世話になりました。

### III 史料翻刻

書状①明治九年一月一日付書状（通番七四〇 吉輔直筆九〇）

敬賀

新年

一月一日日吉大宮司兼権少教正正七位西川吉輔

西川吉武殿

同 佐知殿

今ニ寒冷御清健奉賀候、老拙家内始メ無恙吉之輔益肥大・風邪少モ無感御安心可被下候、然ハ去月廿九日、從四位殿ヨリ直書ヲ以御依頼之事件有之、早速谷ヘ打合等出京用談相濟、偕其許ノ志願之趣申談候處、至極同意・感心被致何卒愚老考之通取斗有之度、同人も外ニ吉輔ニ可報儀無之、責而ハ吉武一身上ノ事たり共、乍聊周旋致度モノト今ニ始メ又深切実ニ面ニ頭レ申候、同人云人各所長何分ニも其手順ニ相成候得共、谷氏ヘ差越シ呉候様頼母敷被申聞、大ニ安心致申候、大蔵ナリト勸農開拓使ナリ共、又ハ正院ニ一種ノ課アリ、政表課ト云学問ハナクテモ唯記憶ノ能キモノヲ以テ御召遣ニ相成候由、右何レヘナリトモ其評所好ニ任セ候様被成候方可然、其方拙老の知己ヘモ添書致し可申候、何分ニモ大杉町任セトハ乍申余リ遷延ニ置き候時ハ、奮発拙段も可致敷、呉々も問屋方引渡シ方ニ手順宜き様、御配慮第一二候也、此旨さちへも蜜ニ御申聞ケ有之度、尤も申迄も無之候得共、谷氏ノ一件ナト決而他言有之間敷、谷も吉輔ノ子供ナレハコソ手厚ク

世話可致也、穴賢

催促

一、なべ 今ニ着無之

一、本草綱目

一、啓蒙

此分右箱ニ入レ有之

其外本草書類御取しらべ

御遣シ

一、俳諧年並草 一部

一、三才図絵 一部

一、淡海見聞録 一部

伝兵衛方ニ貸有之分モ

御取寄セ

右之通至急入用ニ付不損様ニ

致し御遣シ有之度至急也

書状②明治九年二月二四日付書状(通番七七〇) 吉輔直筆(二〇)

新年愛度先以御案健御超年遙賀此事ニ候、

老僕瓦全家内無恙加齡御省念可被下候、

御渡海後追々通信順序無紛正ニ落手候、

偕及拙答可申候處、昨日十二月差入ヲ始メ月一杯

派出、一月ハ六日ヨリ派出同廿七日帰社、該国一偏

通り巡回相濟諸方ニ於て説諭シ候處、何方ニ

於テモ大ニ感激憤発、事務局モ狭小なから一里坊ヲ買入レ、不日該局ニ於而全国ノ神社神官ノ黙認進退等ヲ総轄ノ委任ヲ受ケ候、協議最中ニテ多事無限、且該局ノ章程及神社並神人ノ進退ヲ主宰スヘキ章程等も可差出果命モアリ、近国へも尋合セ、夫是取捨斟酌中昼夜多忙並公試験ノ人月二三十名ヲ不減種々一時ニ輻湊、依之御疎遠御遙察可被下候、皇道ノコト政府ハ無論本省ニ於テモ度外迂遠ニ被見做、神官も一宗教ニ迄衰弱致し候得共、決而落胆文明開化ノ大先生ノ高庇ヲ不仰、政府・本省ノ保護ハ素ヨリ不仰、迂遠頑黙之皇学老輩ナレ共死ヲ以彼頑民トナリ確守致し可申候決心、仮令三十余萬ノ人民吉介一人ニナル迄ハ維持確守可致決心ニ罷有候、イツレ迂遠モノノ寄合烏合ノ輩ノ協力何程ノコトカアルヘキ、実ニ開化人ノ笑柄ト相成可申候耳ニテ覚悟スル處也、全国ノ内ニモ五六百名斗リハ吉介ノ迂遠頑黙ノ教ニ従事スル人ナキニアラス、聊以カタキコト歎御一笑。○幸事、去ル十九日無此類安産女子出生するも乙次郎殿も参り合サレ大ニ賑敷、其後兩人共肥立申し御懸念被下間敷候也、僻遠迂遠ノ境界世上ノ略説寄詰少も伝聞ニ乏ク依テ不申入候、唯々職務之本分敬神ノ外他事無之候也

二月廿四日新年前二日

吉介

吉武とのへ

書状③明治九年四月二八日付書状(通番八〇四 吉輔直筆一五四)

本月十三日附ノ郵便去廿五日到來拜見  
先以御安健御奉務奉賀候、老僕瓦全勤  
仕御安心可被下候、然處過日來風邪ヲ感ジ候  
處へ持病ノ疝痛相加リ、加之客月衄血沢山  
ニ出候故、出西京向川造三ト申旭勢ノ一医ニ  
診察ヲ乞候處、老体ノ衄血決而不足恐怖  
却而一僥倖ヲ得タリト云ヘシ、併診察上ニ而ハ余  
程心気疲労ヲ顯シ候ニ付、向後必撰生ヲ嚴ニシ  
一身擁護可然、尤肺部ニ関シ候處も有之、断  
然説教ノ大声ヲ廢シ服業可致趣恐々  
被申聞、其後撰生第一ニ罷在候、実ハ近頃  
虚名ヲ以諸方ヨリ請待ヲ得派出ニ困却、加之  
迂遠旧弊ノ説教却テ道義ヲ損シ、漸時休息  
モ致シ度内心之處、大ニ僥倖ヲ得断然派出ヲ  
相理リ、唯山間ノ明月江上ノ清風ヲ仰居申候  
吉之輔過日少々不快大ニ案シ、老婆周旋ウルシ  
灸ヲ相勸メ度往返候處、追々快方大略常ニ  
復シ申候、幸事産後例ノ相勝レ不申、乳も不  
足小兒ノ啼涙ヲ聞ニ不忍、昼夜老後ノ苦心ヤル  
方無之處、幸ナル哉近隣ニ一人ノ婦アリ、乳出ル  
コト滴ノ如シ此婦人へ小兒ヲ託シ 一ヶ月ニ乳料 是ニ而

二円ヲ投スル事

大ニ苦心ヲ忘レ大ニ安眠ス、小兒追日肥大歡喜御推  
察可被下候○羽田源二老人去ル廿二日死去之  
旨報知、誰成共可罷出處吉之輔ノ不快ニテ老婆ハ  
頓着、幸ハ不勝無據使ヲ遣シ断リ置申候、必定  
別段ノ報知ニテ御承知可被成候、或為念申入候○少宮  
司田中事、去廿二日司法省十一等出仕大審院  
詰へ転任アリ、同僚漫然老僕ニ於テハ決而遺憾  
無之、知邦ハ壯年勇健之人度外迂遠野ニ捨ラレ  
タル小神官、加之布教漸次衰廢ノ時節碌々  
アルヘキナシ、向後櫃要タル官省へ出テ隠然尽力  
シカルヘキ事也、御心得置可被下候○都類事追々  
少々宛快方、てるも壯健其外一族無恙御隆  
心可被下候○大津木久近年大疲弊郷宿ヲ致シ被  
居候處、其体実ニ氣ノ毒惘然也、然ル處旧年ノ  
債アリ、先達善七ナルヲ以テ哀憐ヲ乞決テ證札ヲ  
以テ論シ候ニアラス、方今ノ零落何卒御志シ丈ケヲ以  
証文ヲ返上致シ度懇談ナリ、右ハいかかの證札ニテ  
当今ハ原告ニモ可相成○成規欺証文ノ体裁忘失  
ニ及ビ申候、此儀伝兵衛へ及相談可被下候、教職ノ  
端ニ加リ候事故、且従前ノ想知モ假令旧借ニ不拘  
余財アラハ救助ニモ可及本意ニ候条、何卒不  
人情無之様示談致し度御見込承り度候、昔ハ  
下女下男廿人余も召遣ヒ家屋も壮大ヲ極メタル、  
カカル不幸ニ遇候も天理歟、先ハ右之段申入度  
早々御答書可被下候也

四月廿八日

吉輔老人

八十二郎殿

(符丁) 都や事、来五月出産ノ期ニ相当リ申候  
安カレト祈居申候

書状④明治九年五月二七日付書状(通番七二九 吉輔直筆七九)

暑中ノ賜暇モ御慶シノ風聞アリイカン、大坂寓高麗橋三丁目

○伊庭氏

第八邸

郵寄貴札陸續着到披見弥御安建遥賀之

極ナリ、老拙瓦全奉仕家族無恙就中吉平追日

言語判然慰勞千万新女兒肥太御休神可

被下候○大津木久一件夫々小島守へ通達致置候条、

回答可有之御承知可被下候、此間も代人出坂致し、

難渋之趣ヲ述へ本月末至急入用ノ金有之、何卒

御勘弁ヲ以濟方致シ、書類御返却申上度旨申聞候

得共、維新前後ヨリ除籍ハ勿論百事相続人

八十二郎へ委任、此者今時箱館へ罷越居都テ

彼帳面いか相成候事歟、一切関係無之事ハ不及申、

何分ニも家督相続人タル本人へ篤と及示談不申てハ、

いかに恟然ニ存シ誠実ヲ以取斗致候ニも、条理ニ外レ

候条至急之示談ニ難行届旨、懇々申聞ケ候處、其

代人モ屈服ノ体ニテ何日ト云限リ無之帰津致し申候、

察スルニ若相整ひ不申時ハ老拙ヲ相手取り原告

四八

之積歟、無是非事ながら条理ヲ以關係不致ヨリ外  
不可有之候歟、併可相成丈人情ヲ尽シ、職務上ニ背  
キ不申様致し度ト存居申候、尚伝兵衛ヨリ巨細御承知ノ上  
再ひ詰局之御目的至急御申越被下度事也

○伊庭大坂出張之報知今日郵寄セリ○神宮卜協議  
例年ノ太麻領布ヲ分局へ引受全国へ嚴然配分

スルコトニ相成、其代り教費として右太麻初穂金之内  
九百六十六円宛年々可受取条約於県庁参事

立会取極相濟申候 是ハ全ク県令公ノ 是ニテ少々基本モ出

尽力ニヨル

来担当ノ一筋ニ相成申候、郷村社不日選定凡村社全国

中ニテ千社卜相定リ、向後社税一社毎ニ一円余ヲ課出

スルコトニ一決ス、分局ノ費ヲ除クノ外是も少々教費

ノ基本ト相成、漸次布教盛大ニ可立到勢ニ相見へ申候、

公試檢次第二相増シ本月廿九日大津試檢所ニ於テ海津

八幡宮の神官藤田善茂ノ長男善之、本年十四年四ヶ月

十七兼題ヲ悉ク相弁シ、臨時ノ説教申附ケ候所、十七兼

題ノ弁解モ文字ノ清濁長短ヲ不錯弁シ了り、説教モ

即案ニテ一席シ了ル、県官落涙感心少講義ニ薦挙シ申候、

忠田女も追々学問進ミ、是モ兼題ノ弁解自案ニテ出来ノ

由、方今男女二人カ後來皇國維持ノ人歟、其余ハ古

糟ヲネフル輩斗リ也、該国布教ノ盛ナルハ彦根ニ如クハナシ、同所ニ

医学会社ヲ開キ米人テイラ氏ヲ請シ、外面ハ医書ヲ講シ病客

ノ診察ヲ許ス、其実ハ洋教ヲ弘布スル志念ナルニヨリ、夜ハ洋教

ヲ説演ス、樋口三郎・中島宗太ナル者医事タルカ、テイラ氏通弁ノ者

夜講ヲ致シ候處、会社町内ノ老若ヲ始メ該地ノ諸人憤怒シテ

再ひ洋教ヲ講セハ、会社ヲ始メ關係セル人員ノ家宅ヲモ破毀スヘキ合議一決スルヲ聞テ大ニ恐怖シ、其後ハ差控ニ相成ルヨシ、依之追々篤志ノ区戸長人心固結収欄シ布教周旋掛リノ辞令番ヲ

渴望セル人員、凡百廿五名余、尚追而増加スル勢ひ、外村・遠藤大ニ尽力ス、何分両氏ハ該地人トノ溜湊スル人ニテ、不日分局ノ支局ヲ開キ可申積リナリ、開明知識ノ人ヨリ眺メラレテハ迂遠無限

時勢機運ヲ悟ラセサル恂然輩ト可笑事ナラン歟、未開ノ僻地ノ情態御想像可被成候○該国疲弊・衰弱、洋品大不流行

傘頭巾ランナ時斗、凡半減ノ価ナレ共、又人曾テ購セズ、□モノ体裁追日復古ス、東京・西京・大坂共漢籍ノ価復古シ殊ニ八大家

杯ハ美本追々上木、洋書類大不流行、文明論之概略ハ五十七錢迄下落売レ不申、地理書ヲ除ノ外都テ相手ナシ、皇国書低価ノ俣

上ラス僅ニ書ニヨリテ価ヲ増ス歟、平家書嘸トウレズ、奇ナルモノハ機運歟ゴツトニ質シ可申候○泰西自然教略釈ナルアリ、自然教大ニ盛大

ナル由、我カ維神ノ教ニ近シ○日本古史ト申モノ英人ノ著述挙強付会取ニタラス、併シケ様ニ書ヲ著スルモ却テ宜シカルヘキ歟、東京

西京・浪花共洋教兎角不行、外面ノ虚飾ノミ、川ノ為ニ仮ニ教門ニ入レタキ時機歟、此外差テ異事ナシ、随分精勤勉

強朝早く出頭スル、是昇級ノ一端ナルヘシ、慎メヲ勤メシヤ穴賢

五月廿七日

坂本老人

八十二郎殿

書状⑤推定明治九年六月一九日付書状(通番七三一番 吉輔直筆八一)

御安健愛度老僕恙無在官御安心被下候、当社儀前大小宮司案内職掌」不入精ニ而規則何一つ相立無之、依テ赴任以後類ニ改正協議罷在候也、実ニ御困窮」之御社ニ而百事尽力之方向相立かたたく、追々嘆願之積ニ候、説教之体裁断然」沿革近傍大ニ弊風ニ相化シ不遠一變ノ期ニ到リ可申弥」一、送籍ノ事渋谷周平先般東上ノ趣留主中果取申間敷哉ニも被存候得共、宜」御世話依頼之限ニ候也

一、老僕弥吉儀何分老僻頑守トシテ使役筋甚以行届不申老衰六十四才ニ付其段不便ナル身上ニ候得共、追々社頭御用ニ付出京同僚ニも及訊」問度々出来塾生同伴ト申訊にも不參、能キ替リノ者も有之ハ暇遣度存」居候事故、可然人も候ハバ御撰挙頼入り門前多吉方ニ心当テ之者有之、壮年之」由ニ候段、伝承致居申候、至急御談判被下度、何分弥吉儀八月俸二百疋ニ候得共」方今左様ナル廉給僕ハ無之歟、三方位迄ハ張込ミ可申候、何分疲」弊神職ノ身分十分ニハ行届兼候ニ付否歟、至急御返事承度候」或ハ学僕同様ナル条约ニテモ宜ク江南氏ニも御相談被下度候ハバモ」御頼ミ申入候、全国総轄ノ事故、来客多クナリ○昨廿日ハ今般」御社号七社ノ順序御改正奏問ノ神祭ヲ執行依テ要事ノミ」得貴意候也

六月十九日

日吉老人

八十二郎殿

伊吹氏雨乞ニ付帰村被致候得共、□雨打続最早用済

候半来幡ニ候よし、同伴候様申遣候、いかが候歟

廿一日此迄来幡ニ候ハバ今川氏同伴ニハ及不申候

書状⑥明治九年八月一二日付書状(通番八五七 吉輔直筆二〇七)

残暑難堪候得共、御安健御奉務之趣奉賀候、然ハ洋教防衛之一件先般ヨリ百事不容易

御尽力被下奉謝申、且山上之増様も追々伝聞、

少シハ安心之事ニ候、村中説諭方も種々御注意

被下候處、今少シ相残り有之候得共、何分雨乞最中ニ而

人数も集り兼候故、良キ雨も給り候ハバ農業方寸

暇も出来可申、其際ニ相伺ヒ終テ罷出可申候積り

御安心可被下、且結社之儀も追々ノ御周旋ヲ以テ

赤塚村ハ不残入社、穴太村も大半入社之次第ニ候得共、

何方も祈雨之混雜ニ而終り兼候条御安心御

同度可被下候、尚宜ク御尽力頼入申候

一、遠藤猪平方へ文通之儀ニ付御訊問被下承知仕候、

同人ハ従前之懇意ニテ何事も他ニ相喋シ候儀ハ有間敷儀ト

存居候處、如何シテ他言致シ候哉ト深驚人申候、右ニ付

尋之儀左ニ

一条公御休暇中、西京近傍之県御順回之序、当

社へも御参拜可有之モ難斗、趣ハ少宮司生源寺希徳

申聞ケ候ニ付、御社頭ハ不及申御境内御掃除等、尚

更注意可致段主任之者へも申聞ケ置候儀ニ候

一、令公御順回相濟候上ハ御辞職ト申ス風聞之儀ハ

去七月卅一日洋教防集事件協議之節事務

局ニ於テ延曆寺清見淑雄申聞ケ候、右虚

実ハいかか可有之候得共、第一之悲嘆ニ而令公ニハ

御一社ヲ始メ布教節不容易御保護被下候

貴君ニも

處兼而御存之通り一社大疲弊ハ不及申、就中

布教方資本金地ヲ払テ無之、乍不及昼夜苦心

〔張紙〕種々相考奉職ニ不拘終身尽力可致

覚悟ニ候モ、畢竟ハ令公御在職ヲ力ト致シ微力

ナカラ奮発罷在候處、万々一左様之儀有之候節

何方迄も建言忠告可仕儀ト申遣シ候事ニ御座候

一、合県之儀、去年殊ニ西京ニ於テ専ラ風聞致し

候儀ニ而、就中当郷ニ到り類ニ諸方ニ而風説致候儀ニテ

新聞ニモ三府廿九県ニ御改革之儀ハ書記シ有之

候儀ニ付、右合併中ニ相加リ候儀無之様ト呉々モ

祈居候旨申遣シ置候事ニ候、右之次第宜

〔殿退〕有之度、猶又結社式来ル廿日ニ治定

之儀最前小島氏ヨリ御報知申入置候条、御聞

取之事ト遠察罷在、何分御用相濟シ早々御帰

村御尽力之儀、偏ニ御依頼之限ニ候尚拜

〔殿退〕巨細可申述候得共、不取□得貴意候也

八月十二日

書狀⑦明治九年十二月二十七日付書狀（通番九三九 吉輔直筆二三九）

返金御落掌證券御返却被下正ニ受取仕候、其際

何ヨリ以好嗜ノ飛龍子夥敷御恵、不取敢午飯

夕餐ニ二円宛大根おろしヲ用ひ拜味、真ニ楽園

仙境ニ入候心地ニ而随テ独寒来ヲ凌シ不知所論し

偕老僕辭職一件ノ御高論謹而拜承、右ハ

詳悉不申上ハ突然粗忽ニも御扱取ハ御尤ニ

奉存候、抑赴任以来乍不及社頭静謐ヲ

祈り御盛大ヲ且暮祈居候處、追々旧習ヲ除去シ

改正ニ立到り、続テ社入モ以前ニ倍シ、就中  
 布教等ニ付全国ノ神官ヲモ引立置、殊ニ県令  
 大ニ感シ被呉不容易高庇ヲ仰キ補助不  
 一方、実ニ従前之志願半ハ相達歎喜不  
 斜候處、近頃ハ説教派出ハ勿論都テ  
 教育ノ拙意ヲ汲量致シ呉来訪ノ人陸  
 続不斷、此頃ハ県郷村社ノ件ニ付全国ノ  
 区戸長日々来寓、種々教議ノ次第ニ付  
 県郷村祠官選挙ニ付而ハ県令大ニ持上ケ被呉  
 老僕ノ検認書ガ無之而ハ拜命不相叶規則ナリ  
 実ニ門前市ヲ為スト可謂歟、不肖ノ老  
 拙ケ成人とも相帰シ候趣ニ付、ヒイキノ引倒シト  
 ヤラニテ諸人弥誉致シ呉候儀ヲ、同僚ノ内一  
 二名大ニ之ヲ妬羨シ兼而陰々誣告ノ  
 企モ有之歟ノ由、忠告致シクレ候人モ有之  
 其心得ヲ以諸事專段ニ不相成様精々  
 注意無油断罷在候處、過日一人ノ同僚  
 アリ、會計向失誤少々アルヲ以辞表ヲ差出シ  
 候處、数日ヲ経テ進退ニ及ヒシガ不斗  
 裁可アリ、免職ノ沙汰ヲ得テ益不平ヲ  
 抱キ種々誣告ヲ省長官手元へ差出  
 候處、僥倖ニハ県令東上中ニ付詳悉令  
 公へ内問ノ處、大ニ憤シ吉輔方左  
 様ノ不条理決而無之趣判然弁解有之  
 併本人証告ノ罪状不容易急度  
 取調ノ

可及等ノ答ニテ疑露相晴レ内分ニテ  
 取消ノ沙汰ニ相決シ候趣、其筋ヨリ窃ニ  
 忠告致シ呉候ニ付承知罷在候、自後布教  
 盛大ニ可立到機運ニ際シ面從忤背  
 ノ奸人不絶候而ハ、実ニ擔当力モ衰弱ニ  
 及ヒ、一旦辞職シ一村社ノ祠堂トナリ  
 静ニ布教ノ尽力ヲ可致見込ニヨリ杜撰  
 ニ心中吐露仕候處、高論之旨謹而拜承  
 何分旧神官一両名兎角妬羨ノ執念  
 不絶、実ニ迷惑千万ナル事ニ御座候、併奸  
 人共ノ誣告ノ非ナル由ハ権令弁解ニテ判  
 然トナリ聊嘆息ヲ念シ候得共、結局ノ處  
 事務分局ノ長ヲ兼神風・多賀両講ノ  
 教長ヲ持シ終身布教ニ従事可仕ト  
 本来之志願ニ御座候條、御安神被下候、辞  
 職ノ儀ハ容易ノ許可ヲ得ルコト不被斗、  
 至急之事ニハ無御座候段、御含置可被下、  
 来春ハ罷出書外御聞取ニ頼度候也

十二月廿七日 坂本迂人

谷先生閣下

肥田氏も神崎郡郷社宇加神社ノ祠堂  
 拜命懇々祠堂ヲ助勢ノ見込ヲ以取  
 斗候内実ノ取リカ宜シ

書状⑧明治一〇年一月五日付書状（通番七四一 吉輔直筆九一）

中教正正七位西川吉輔

蒲生郡郷社八幡神社祠官之  
協議、並神埼郡郷社宇加神社  
小教院建設之儀ニ付、各氏子ノ  
輩ヨリ依頼候条、来ル六日ヨリ派出  
仕候、此段御届申上候以上

一月五日 西川吉輔（印）

本局

御話合中

書状⑨明治一〇年六月日書状（通番七三〇 吉輔直筆八〇）

郷社伊香具神社神道事務  
支局兼小教院新築ニ付、樂器ヲ  
皆具奉納シ 加之奏樂人ヲ  
募リ結社セシメ、今後祭典ニ相備  
候等ノ儀迄負担尽力不容  
易件々大道興隆ノ美挙  
神明嘉納相違不可有歟  
不堪感銘候条 及報賞  
候成

明治十年六月日

伊香郡第五区八戸村

八幡神社祠掌

○教職名桐畑藤市殿

書状⑩推定明治一〇年書状（通番一〇一〇 吉輔直筆三六〇）

余寒未退候得共、御安健御  
報務之由、仰賀此事ニ候、陳ハ  
兼而布教筋不容易御尽力  
被下以保府追々盛大ニ立到リ  
歡喜ニ不堪候処、今般郷社伊  
香具神社境内ニ於テ事務  
支局兼小教院建築之儀、  
民費課出モ不少際ニ当リ篤り汲  
察罷在候得共、全国ハ勿論小  
浜・敦賀等ニモ未夕満備に不  
及候処、該地ニ於テ神速成  
巧候時ハ管内之矯矢勸装  
ニモ相成候ニ付、何卒非常ノ御  
擔当御補助ヲ以テ至急落  
成候様、祈願之限ニ候条此段  
以書中深ク及御依頼候成

月日 神道事務局長

中教正西川吉輔

伊香郡第七区区長

布施村

平川孫平殿

書狀⑪明治一二年七月二十五日付書狀(通番七三二) 吉輔直筆八二

郷社佐々貴神社祠掌

試補佐々木定雄

社務ニ付解服申附

候事

明治十二年七月廿五日

神社事務取締

日吉神社宮司兼中教正西川吉輔

書狀⑫明治一二年九月二十八日付書狀(通番七三三) 吉輔直筆八三

略啓老生進退御掛念被下祠

官殿態御出局、並坂本へ迄御見

舞被下候、御取斗方之儀千万居弥

奉感佩シ、去廿五日生国魂社へ

赴任供○饌拜弥相濟廿六日

祭主宮へ参上不容易御懇ノ

御命ヲ蒙り、生涯大慶実ニ落涙

仕候、陳ハ老生一身上之儀、小島・小林

ノ兩位無比ノ大尽力至誠ノ赤心

相顯シ、老生ニ取候テハ大慶之限ニ御座候、

尤不肖老屈ノ野生ヲ如斯維

持補助ニ預り候条、万々無此類御座候

大道廢テ仁義起リ国家混

乱シテ忠臣顯出トハ実ニ兩名ノ

事ニ御座候、右二付

宮様格別之思食も被為在下趣

二付、小島・小林兩位ノ懇諭ニ従ひ、

且宮様ノ御指揮ニ従事、昨廿七日

本官辭職ノ表ヲ奉り候テ、大津ニ

寄留ノ決心ニ御座候条、不相替

御懇命ヲ蒙り度事ニ御座候、宜ク

御採用ヲ願申、呉々も祠官殿御

差上之事全ク貴諭ニ出候事、

小島・小林兩位モ深ク被喜呉候段、

無論老生ニ於テモ弥奉訴候、尚来一

日ヨリ兼而預置候通、佐々木社へ御出

頭被下度佐野主へも申含置申候、

付テハ野村善藏子御同伴、誠

ニ七話ニ預度候、偕是迄ノ吾人

儀弊寓ニテハ飲酒ノ事其姿

無之候処、他席にてハ相応ニ相用ひ  
 候趣、右ハ旧弊なる儀ニハ御座候得共、  
 男子ハ廿五歳迄ハ飲酒堅ク  
 相慎ミ候儀可然ニ付、此儀急度御申  
 聞ケ有之度、若一右ノ禁誠相保  
 ちかたく候時ハ、折角御約定ハ仕  
 候得共、乍遺憾御断申上度候条  
 尚又本人へも懇篤御協議有之  
 度候、為後日此段特ニ申上置候

也

九月廿八日  
 村上様

西川吉輔